

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童福祉法（以下「法」という。）の規定に基づく措置停止解除決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇児童相談所長（以下「処分庁」という。）が令和5年1月19日付けの措置停止解除決定通知書により請求人に対して行った、請求人の子（以下「本児」という。）に係る措置停止解除決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件処分は違法又は不当であるとして、本件処分の取消しを求めている。

保護、施設入所の理由が事実無根であるため、本件処分は不当である。

令和2年8月24日から理由もなく保護し、約3年以上子どもとの面会を拒絶された。令和5年7月現在も面会できていない。

保護に至る経緯、また保護後の対応についても正当性はない。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
-------	---------

令和 6年 6月27日	諮問
令和 6年 7月26日	審議（第90回第2部会）
令和 6年 8月27日	審議（第91回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 通告・報告

法25条1項は、要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならないと規定している。

そして、法26条1項は、児童相談所長は、法25条1項の規定による通告を受けた児童及びその保護者等について、必要があると認めるときは、法26条1項各号の措置を採らなければならないものとし、同項1号として、法27条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告することと規定している。

(2) 入所措置

法27条1項は、都道府県は、法26条1項1号の規定による報告のあった児童について、法27条1項各号の措置を採らなければならないとし、同項3号として、児童を児童養護施設等に入所させることと規定している。

法28条1項1号は、保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、法27条1項3号の措置を採ることが児童の親権を行う者の意に反するとき、都道府県は、家庭裁判所の承認を得て、同号の措置を採ることができると規定している。

また、法28条2項は、同条1項1号の規定による措置の期間は、当該措置を開始した日から2年を超えてはならないと規定している。

(3) 一時保護

法33条1項は、児童相談所長は、必要があると認めるときは、法26条1項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に

委託して、当該一時保護を行わせることができると規定し、法33条2項は、都道府県知事は、必要があると認めるときは、法27条1項又は2項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができると規定している。

(4) 児童虐待の定義

児童虐待の防止等に関する法律は、児童虐待の定義として、児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること（2条3号）、児童が同居する家庭における配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと（同条4号）などを規定している。

そして、同条3号のネグレクトの具体的例示として、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課編「子ども虐待対応の手引き（平成25年8月改正版）」第1章・1・(2)は、

- ・ 子どもの健康・安全への配慮を怠っている
- ・ 食事、衣服、住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢（適切な食事を与えない、下着など長期間ひどく不潔なままにする、極端に不潔な環境の中で生活をさせる）

などを挙げている。

- (5) 東京都知事は、法27条1項及び法33条2項に係る権限を、法32条1項、地方自治法153条2項並びに児童福祉法施行細則（昭和41年東京都規則第169号）1条1項1号及び5号の規定に基づき、児童相談所長に委任している。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、請求人が精神的に不安定な状態にあるなどとの内夫からの連絡により、令和2年8月25日及び同年11月12日の2度にわたり、不適切な養育の疑いを理由として、本児の一時保護を行い、その後、家裁から施設入所を承認する旨の審判を受け、同審判は令和4年2月3日に確定したことが認められる。

そして、処分庁は、請求人による施設入所の承諾を得て、本児を児童福祉施設に入所させる措置をしたものの、請求人が施設入所の承諾

を撤回したことにより、本件措置停止をし、その後、本児については確定した本件審判が有効であることを確認したことから、本件措置停止を解除したこと（本件処分）が認められる。

施設入所を承認する旨の本件審判を得ている以上、処分庁は、法28条1項1号に基づき、親権者の意に反しても、本児を児童福祉施設に入所させる措置を採ることができる。また、本件処分に至る経緯からしても、本児を家庭に復帰させる特段の事情は見出し難い。

そうすると、本件措置停止を解除する旨の本件処分は、上記1・(2)の法令等の定めに基づいて適正に行われたというべきであり、違法・不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、一時保護、施設入所の理由が事実無根であるなどと主張し、本件処分の取消しを求めている。

しかし、本件処分は、本児の施設入所を承認する旨の確定した本件審判が有効であることを理由とするものであり、本件審判における事実誤認等の不服については、本件審判の上訴審手続の中で争うべき事柄である。そして、本件処分が適正に行われたものと認められることは上記2で述べたとおりである。

したがって、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤眞理子、筑紫圭一、中村知己